

新	旧
岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱 (補助事業の変更等) 第7条 (略) 2 前項の変更その他の理由により、前条第1項の交付申請書に記載された交付申請額が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。 3～4 (略) 附則 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年5月21日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱 (補助事業の変更等) 第7条 (略) 2 前項の変更その他の理由により、前条第1項の交付申請書に記載された補助対象経費が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。 3～4 (略) 附則 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年5月21日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

急速 充電 設備 設置 事業	(略)	
	補助 要件	補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 一 (略) <u>二～九</u> (略)
	(略)	
普通 充電 設備 設置 事業	(略)	

別表1（第3条第2項関係）

急速 充電 設備 設置 事業	(略)	
	補助 要件	補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 一 (略) <u>二 C E V補助金のうち、「高速道路S A ・ P A及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」の採択の通知を受けていないこと。</u> <u>三～十</u> (略)
	(略)	
普通 充電 設備 設置 事業	(略)	